

景観形成地区基準

(21) 円山町地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考												
1.全体計画	/													
(1)周辺環境と調和した意匠とする。	■													
(2)生垣や並木、屋根などの連続性に配慮する。	■													
(3)潤いのある空間の創出をはかる。	■													
2.屋根の形態意匠及び素材	/													
(1)屋根は勾配屋根を基本とする。	■													
(2)屋根は周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。	■													
(3)光沢のない素材を使用する。	■													
3.外壁の形態意匠及び素材	/													
(1)周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。	■													
(2)色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。	■													
(3)アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。	■													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">無彩色</td> <td style="text-align: center;">8.5以下</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td style="text-align: center;">8.5以下</td> <td style="text-align: center;">3.0以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の色相</td> <td style="text-align: center;">7.0以下</td> <td style="text-align: center;">3.0未満</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.5以下	-	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0以下	その他の色相	7.0以下	3.0未満	■	
色 相	明 度	彩 度												
無彩色	8.5以下	-												
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0以下												
その他の色相	7.0以下	3.0未満												
(4)道路に面する外壁の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面とならないものとする。	■													
(5)質感、素材感のある素材とする。	■													

景観形成地区基準

(21) 円山町地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
4.敷際		
(1)開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。		
(2)かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。		
(3)積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。		
(4)駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。		
(5)隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。		
(6)道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。		
5.植栽		
(1)道路際へ積極的に植栽を行い、街路樹や隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。		
(2)シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。		

b.工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.擁壁		
(1)周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫を行う。		
(2)垂直緑化等による圧迫感の軽減に配慮する。		